農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例集

○　一般社団法人全国農業会議所が「外国人材受入総合支援事業」により、農業分野で特定技能外国人を受け入れている農業者等の優良事例集を作成・公表。
○　特定技能外国人に明確なキャリアアップ制度を設けている等のモデルとなり得る事例を紹介し、支援の工夫や受け入れる際の心構え、技能実習生との役割分担など参考となる情報を掲載。

農業分野における
特定技能外国人受入れの優良事例集
[令和5年度版]
目次

[事例1] 安定した労働力の確保を目指し住みやすい環境づくりと大規模宿舎を建設 …… 4
受入れ機関：ようてい農業協同組合（北海道倶知安郡倶知安町）
登録支援機関：㈱キャリア・フォース（北海道札幌市）
[事例2] リスク分散しながら経営規模拡大　外国人材の住環境も整備 …… 10
受入れ機関：向井農園（北海道虻田郡真狩村）
登録支援機関：㈱チョモランマ（北海道札幌市）
[事例3] 日本人も外国人もすべてにおいて一緒　キャリアアップ、昇給は実力主義 …… 16
受入れ機関：株式会社Farm大越（栃木県宇都宮市）
登録支援機関：合同会社 INO（栃木県宇都宮市）
[事例4] 100年以上の幅広い野菜栽培で、ちばエコ野菜認証などを取得 …… 21
受入れ機関：株式会社グリーンファーム落合（千葉県八街市）
登録支援機関：GB行政書士法人（埼玉県本庄市）
[事例5]「分からない」はNo! 積極的に自分から学ぶ姿勢を大切に …… 26
受入れ機関：株式会社フレッシュ・オガケン（愛知県田原市）
登録支援機関：AGS協同組合（愛知県豊橋市）
[事例6] 日本一アグレッシブな農家を目指して一人一人が主役として輝く職場に！ …… 31
受入れ機関：株式会社アグレス（長野県南佐久郡南牧村）
登録支援機関：瀬戸内テック協同組合（広島県福山市）
[事例7] 日本での特定技能の経験を生かし帰国後のキャリアも見据えた人材の育成を …… 36
受入れ機関：株式会社熊谷ファーム（徳島県海部郡海陽町）
登録支援機関：株式会社熊谷ファーム（高知県安芸郡東洋町）
[事例8] 農家ではなく一からスタート 国内外の人材を育て、将来は外国人社長も視野に！ …… 42
受入れ機関：ヴェリタス株式会社（徳島県美馬市）
登録支援機関：徳島ファーマーズ協同組合（徳島県阿波市）
[事例9] 受入れ機関として、また登録支援機関理事長として外国人材受入れを拡大していく …… 47
受入れ機関：安藝健司（香川県観音寺市）
登録支援機関：協同組合香川豊南（香川県観音寺市）
[事例10] 外国人材の受入により売り上げ10倍に　法人化を果たして海外展開も視野 …… 52
受入れ機関：雲仙栗原ねぎ（長崎県雲仙市）
登録支援機関：西日本食品産業協同組合（長崎県諫早市）、広和商事株式会社（広島県広島市）、九州マネジメントシステム事業協同組合（福岡県行橋市）
[事例11] 外国人材にはフレンドリーに接し、家族並みの付き合いを続けていきたい …… 57
受入れ機関：森若農園（大分県豊後高田市）
登録支援機関：アンサー事業協同組合（静岡県御殿場市）
[事例12] 外国人材とともに進める JA 運営の町営畜産振興センター …… 62
受入れ機関：ゆうき青森農業協同組合酪農振興センター（青森県上北郡六ヶ所村）
登録支援機関：海外人材投資株式会社（沖縄県那覇市）
[事例13] 日本人とともに多国籍・多様な人材を登用し安心・安全なたまご食材を供給 …… 67
受入れ機関：坂本産業株式会社（岡山県笠岡市）
登録支援機関：アジア友好交流協同組合（岡山県笠岡市）
参考資料 …… 73

<内容>

①制度導入のきっかけ・取り組み
②雇用契約・支援内容
③労働条件とキャリアアップ・処遇
④受け入れた効果、今後の受入れ国等の考え方
⑤特定技能外国人の声

事例 1
安定した労働力の確保を目指し
住みやすい環境づくりと大規模宿舎を建設

優良事例集はこちら↓
[外部リンク（全国農業会議所）]

優良事例集はこちら↓

農業分野における特定技能外国人受入れの優良事例

向井農園 耕種
～リスク分散しながら経営規模拡大～

○北海道倶知田郡真狩村
○耕作面積：43ha（露地）、ハウス1棟
○主な作物：ばれいしょ、ダイコン、ニンジン等
○外国人材：**特定技能2人、技能実習1人**

<特徴的な取組>
・農園の敷地内に従業員宿舎を建設し6畳間を1人1部屋としている。住宅手当を月に1万円支給。
・外国人材に対し、年2回のストレスチェックを行っている。
・日本語の勉強やコミュニケーションのため、1日の仕事を日本語で日記に書いてもらうようにしている。

株式会社グリーンファーム落合 耕種
～100年以上の幅広い野菜栽培でちば野菜エコ認証を取得～

○千葉県八街市
○耕作面積：6ha　ハウス：水耕1棟、土耕11棟
○主な作物：水耕栽培小ネギ、パクチー等20品目
○外国人材：**特定技能3人、技能実習1人**

<特徴的な取組>
・耕作ノウハウを伝授しつつ、可能な限りのIT化、自動化、可視化によりスムーズな業務を実現。
・指導役の男性には、人材育成手当（1万円）を支給。
・今後は、外国人材を主体とした労働環境になることを想定し、特定技能の3人とも何等かのリーダーにしていく予定。

株式会社Farm大越 耕種
～キャリアアップ、昇給は実力主義～

○栃木県宇都宮市
○耕作面積：28ha（露地）、ハウス72棟
○主な作物：イチゴ、オクラ、水稲等
○外国人材：**38人（うち特定技能29人、技能実習6人）**

<特徴的な取組>
・就業規則により待遇は日本人と同じ。就労開始後6ヵ月後には、時給アップにつながる自己アピールの機会を設けている。
・外国人リーダーを配置。農場長や管理職への昇格も検討。
・GAP（JGAP、グローバルGAP）やHACCP等を取得し教育している。

ゆうき青森農業協同組合酪農振興センター 畜産
～外国人材とともに進める町営畜産振興センター～

○青森県上北郡六ヶ所村
○飼育頭数：乳用牛育成　700頭
○外国人材：**特定技能2人、技能実習1人**

<特徴的な取組>
・作業上必要な大型機械等の資格は、JAが全額補助し取得。
・時間外労働は一般企業と同様に割増し、時間外労働は125%、休日出勤は135%としている。
・3カ月に1度位、農協の職員全体を対象とした研修に参加し、作業中の事故や交通規則、交通事故等に関する講義を受けている。

農業分野における特定技能外国人受入れマニュアル

○　一般社団法人全国農業会議所が「外国人材受入総合支援事業」により、農業分野で特定技能外国人を受け入れる際の農業者等のマニュアルを作成。
○　在留資格の概要、制度を活用するために外国人材及び受入れ機関が満たすべき基準、外国人材の雇用や労務管理で注意すべきことなどについて説明。
○　令和５年６月に農業分野も対象となった「特定技能２号」に関する情報も掲載。
○　作成したマニュアルを説明資料として、農業者に対し外国人材を受入れる際及び受入れ後に必要となる知識やノウハウ等を伝える説明会を全国9ブロックにおいて実施。

1　特定技能制度

（1）特定技能制度と運用の基本方針

①外国人労働者の受入れに関する基本的な方針

外国人労働者の受入れに関して、政府は「専門的・技術的分野の人材は積極的に受け入れ、それ以外の分野の人材は様々な検討を要する」という方針をとっています。

②特定技能制度

この方針の下、2019年４月、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れていく仕組みとして、特定技能制度が始まりました。

③特定技能制度の運用に関する基本方針

基本方針では、本制度の意義のほか、特定産業分野（2023年11月現在12分野）、求められる人材、関係行政機関に関する基本的事項、その他の重要事項などが定められています。

（2）特定技能外国人の在留資格

①在留資格「特定技能」の創設

【就労が認められる在留資格の技能水準】

特定技能外国人を受け入れる在留資格には、「特定技能１号」と「特定技能２号」があり、こ

6

受入れマニュアルはこちら→
［外部リンク（全国農業会議所）］

<目次>

１．特定技能制度
特定技能外国人の在留資格、家族帯同に関する情報等

２．特定技能外国人受入れに際し農業者が押さえるべきポイント
受入れの形態・期間、受入れまでのプロセス等

３．特定技能外国人雇用と労務管理の注意点
賃金水準、社会保険、安全衛生管理のポイント等

４．外国人材とのコミュニケーションや注意事項
日本語能力向上の取組、生活支援情報の提供等

５．農業技能測定試験と各国の送出手続き
試験の概要や実施方法について

６．全国農業会議所が対応した相談のQ&A

７．事例調査に見る優良な受入れ事例の紹介
特定技能外国人の声等

外国人材呼び込みのための現地説明・相談会の取組

○　農業分野の特定技能試験実施国において、日本の農業現場への就労意欲の喚起、特定技能試験の受験の促進を図るため、外国人材受入総合支援事業において令和５年度から開催。
○　外国人材の雇用に関心のある日本の農業経営体も参加し、外国人材雇用の足がかりとしてもらうほか、日本の農業の魅力を伝える講演も実施。
○　令和５年度はインド、インドネシア、フィリピンで開催し、日本での就労を希望する外国人750人以上（オンライン含む）が参加。（事業実施主体は全国農業会議所）

＜現地説明・相談会の内容＞
① 日本の農業、特定技能制度などの説明
② 農業経営体の講演
③ 農業経営体と参加者との個別相談会

＜参加した日本の農業経営体の声＞
・学生とSNSでつながり、今後の採用に向けて足掛かりができた。
・引き続き面談を行って採用を検討したい人材と出会えた。
・現地の送り出し機関とつながりができ、今後の採用活動に幅が生まれた。
・インド人の採用も積極的に受け入れたいと思った。

説明会の様子

農業経営体の講演

農業経営体と参加者との個別相談会

＜開催実績＞

開催日	実施国	開催場所
令和５年 10月25日～10月27日	インド	①ハリヤナ州パルワルのSUSV（教育機関） ②アッサム州グワハティ
令和６年１月20日	インドネシア	バンテン州タンゲラン（インドネシア農業工学ポリテック）
令和６年3月22日	フィリピン	マニラ

事　務　連　絡
令和６年６月７日

公益社団法人日本農業法人協会
全国農業協同組合中央会
全国農業会議所
御中

農林水産省経営局就農・女性課

農業特定技能協議会の加入フォームの変更について（お知らせ）

令和６年２月15日の告示改正により、特定技能協議会への加入時期が見直され、同年６月15日以降、初めて特定技能外国人を受け入れる場合であっても、地方出入国在留管理局に対する在留諸申請の際に、特定技能協議会の構成員であることを明らかにする書類の提出が必要になります。

これに伴い、農業分野における特定技能協議会の加入について、入力フォームのリニューアルを行い、令和６年６月14日（金）13時00分より運用を開始いたします。

つきましては、上記に係る御案内を農林水産省ホームページに掲載いたしましたのでお知らせいたします。また、関係機関等への周知をお願いいたします。

掲載先
https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html#kyougikai

（本件連絡先）
農林水産省経営局就農・女性課　小笠原、岩﨑　多川
Tel：03-6744-2159（直通）
E-mail：takashi_ogasawara180@maff.go.jp
kenichi_iwasaki790@maff.go.jp
ryunosuke_tagawa590@maff.go.jp

農業特定技能協議会への入会の流れ

令和6年2月15日の告示改正により、特定技能協議会への加入時期が見直され、受入れ企業が初めて特定技能外国人を受入れようとする場合には、受入れの前に特定技能協議会に加入することが義務付けられることになりました。

ステップ　1	**入会申請フォーム（※）への入力** ○　農林水産省ホームページの協議会入会申請フォームに、必要事項（氏名・名称、住所等）を入力・申請

（※）　入会申請フォームは、農林水産省ホームページ(https://www.maff.go.jp/j/keiei/foreigner/new.html)にて公開中

ステップ　2	**申請内容の確認** ○　農林水産省において申請内容を確認するとともに、必要に応じ、入力者宛に連絡（電話又は電子メール）

ステップ　3	**協議会への入会完了**（※地域協議会にも同時加入） ○　申請者宛に「加入通知書」を電子メールで送付

地方出入国在留管理局への申請

○農林水産省告示第三百二十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動の項の下欄第六号及び法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第二号に掲げる活動の項の下欄第七号並びに特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成三十一年法務省令第五号）第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づき、平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号（特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号の規定に基づく農業分野に特有の事情に鑑みて定める基準）等の一部を次のように改正する。

令和六年二月十五日

農林水産大臣　坂本　哲志

（平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号の一部改正）

第一条　平成三十一年農林水産省告示第五百二十四号の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）を削る。

改正後	改正前
農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第一号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。	農業分野に係る特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第二条第一項第十三号及び第二項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第一号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。	三　農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会（以下「協議会」という。）の構成員であること。ただし、特定技能外国人を受け入れていない場合にあっては、特定技能外国人を受け入れた日から四月以内に協議会の構成員となること。
四～七　（略）	四～七　（略）

全国農業会議所主催（農林水産省「令和6年度外国人材受入総合支援事業」）

農業分野における特定技能外国人受け入れに関する現地説明会

特定技能外国人の従業員を受け入れてみたい農業経営者を対象に、

全国５ヶ所（うち2所はオンライン併用）で説明会を開催します。

外国人材受入に関する制度の最新情報や、「何を準備すればいいの」「言葉や食生活は」といった基本的なこと、

「契約書に盛り込む内容は？」「任せられる作業は？」など、具体的な就業条件まで、丁寧に解説します。

開催日時・定員

北海道・札幌市　12月 11日（水）14時00分～16時00分　約50人
関東・さいたま市　1月 15日（水）14時00分～16時30分　約50人※
東海・名古屋市　1月 28日（火）14時00分～16時30分　約50人※
九州・熊本市　2月　5日（水）14時00分～16時00分　約50人
四国・高松市　2月 19日（水）14時00分～16時00分　約50人
※はオンライン併用となります。

※会場等の詳細は、お申込みいただきました方々に追ってご連絡いたします。
※先着申し込み順

参加無料

説明会内容（予定）

【制度説明】 ①基本情報（育成就労制度）、特定技能制度 ②押さえるべきポイント ③人権尊重、コミュニケーション、失踪防止 ④特定技能外国人の受入れに関するQ&A（労務管理を中心に解説） ⑤農業技能測定試験について	全国農業会議所 社会保険労務士 全国農業会議所	70分程度
【失踪防止について】（※関東、東海会場のみ） **【受入れ機関等による事例報告】**	別表（裏面）	20分程度 20分程度
【質疑応答】	全国農業会議所 社会保険労務士	20分程度

【別表】受入れ機関等による事例報告（予定）

会場	事例報告者（敬称略）
北海道・札幌市	㈱三木田
関東・さいたま市	(株)金井園芸
東海・名古屋市	㈱フレッシュオガケン
四国・高松市	株式会社 熊谷ファーム
九州・熊本市	(株)くしまあおいファーム

1. 参加対象者

特定技能外国人従業員を雇用や支援したいと考えている農業者や農業法人、地方自治体など行政機関、農業協同組合関係者、登録支援機関、社会保険労務士、行政書士など

2. 申し込み方法

下記URLのWEBサイトより、必要事項を入力してお申し込み下さい。
追って案内メールを送付します。
ドメインが「nca.or.jp」からなるメールを受信できるよう設定しておいてください。

お申し込みページ：
https://www.nca.or.jp/seminar/local_seminar/

3. その他

参加者の皆様には閉会前に感想などのアンケートへの回答をお願いしております。

個人情報の取り扱いについて	
①	ご記入いただいた個人情報は、当会の「個人情報の取り扱いについて」（https://www.nca.or.jp/contact/#contact1）に従って適切に取り扱います。
②	お預かりした個人情報は、当社において本説明会の運営及び本説明会に関する連絡、今後のご案内などの目的に限って利用し厳重に管理します。
③	お預かりした個人情報は、事業所管の農林水産省に対し、参加者名簿として提供する場合があります。前記の場合及び法令などに基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。

留意事項
■ 反社会的勢力に該当すると認められる場合は、お申し込みを受け付けすることができません。
■ お申し込み多数の場合、ご参加人数の調整をお願いすることがございます。
■ やむを得ない事情により、予告なくプログラムに変更が生じる場合がございます。
■ 録音、撮影はご遠慮ください。
■ 実施方法が変更となる場合があります、変更の際は、事前にお知らせいたします。

◆お問い合わせ
一般社団法人全国農業会議所　経営・人材対策部　村上、八山、佐久間、柿川
電話：03−6910−1125
email: gaikokujinzai@nca.or.jp